

規制見直しにあたっての検討事項

1 規制見直しの概要

(1) 条例の目的や理念の明確化（第 1 条）

現行では旅館業法の施行に関し必要な事項を定めるとしている条例の趣旨に関し、法の目的である旅館業の業務の適正な確保や旅館業の健全な発達という観点を加えるとともに、区民の安全かつ安心な生活環境の確保という視点を加えるとともに、旅館業の運営に関する理念を明確化する。

(2) 営業従事者等の勤務体制の整備（第 9 条）

現状では営業者の遵守事項として、宿泊者の滞在時間内における、営業従事者等による徒歩にておおむね 1 0 分程度の駆け付け体制を認めているが、災害時や緊急時のより迅速な対応のため、常駐を義務化するとともに、違反には罰則を規定する。

(3) 周辺との調整に関する整備（第 2 条の 2）

開設予定の旅館・ホテル等が私道に面している際は、周辺の生活環境の確保や災害時の迅速な対応を鑑み、宿泊者の私道使用に関する承諾を管理者に得る規定を新設する。

(4) 施設の管理体制の整備（第 9 条）

苦情や緊急時の対応のための施設への連絡先の掲示や、施設の適正な管理の確保のための営業従事者等による毎日の施設の確認を義務付ける。（既存の許可取得施設を含む。）

2 主な検討事項

- (1) 国や他自治体の取り組みを踏まえた規制の強化について
- (2) 区内観光やまちづくりへの影響について
- (3) 自治会や町会をはじめ地域コミュニティへの影響について
- (4) 法の不遡及との兼ね合いについて（既存許可施設）
- (5) 事業者への周知期間を踏まえた改正条例の施行の時期について